



～ マスク等の送り付け商法にご注意ください ～

政府が配布する布製マスクに便乗した、商品の送り付けに注意してください

◇ 身に覚えのない商品が届いた際の対応方法 ◇

～ 受取前 ～

家族に注文の有無を確認して、受取拒否をしましょう。

～ 受け取ってしまった場合 ～

注文していなければ、売買契約は成立していません。

お金を支払う必要はありません！

業者に連絡する必要もありません！



豆知識

※ 一定期間保管後、商品を自由に処分してかまいません。

◇ 商品の送付があった日から*14日間を経過したときは、商品を自由に処分してかまいません。

* 引き取りの請求をすれば、その請求の日から7日に短縮できます。

商品を受け取った場合も慌てずに、

まずは消費生活センターに相談してください。

※ 政府が1住所当たり2枚ずつ配布する布製マスクは、お知らせ文と一緒に透明の袋に包んで配布されます。

～ 送り付け商法とは ～

販売会社が、売買契約に基づかないで一方的に商品を送付する商法。

特定商取引法において、一定期間の保管義務を経過したときは、商品の処分が可能であると規定されています。



ひとりで悩まず、
お気軽にご相談ください
相談専用ダイヤル

055-282-7323

南アルプス市消費生活センター

場所 市役所 本庁舎1階
市民活動支援課内

曜日 月曜日から金曜日(祝日を除く)
時間 午前9時から午後4時

